

第5章 豪雨対策の目標

1 目黒区豪雨対策の目標

「目黒区豪雨対策計画の目標（おおむね30年後の長期見通し）」

- 1 時間75ミリの降雨までは浸水被害を防止
- 2 時間75ミリを超える降雨に対しても、生命の安全を確保

目黒区豪雨対策計画の目標は、対策強化流域ではない立会川流域においても浸水被害が発生していることから、立会川流域を含む区内全域を対象範囲とし、長期見通し（おおむね30年後）として、河川・下水道整備、及び流域対策を合わせて時間75ミリの降雨までは浸水被害を防止することを目指し、東京都と役割分担をして豪雨対策に取り組んでいきます。

※ おおむね30年後とは

東京都が豪雨対策基本方針を改定した平成26年からおおむね30年後のことを指します。

「東京都豪雨対策基本方針(改定)の目標（おおむね30年後の長期見通し）」

- 1 時間60ミリ降雨までは浸水被害を防止
- 2 年超過確率^{*}1/20規模の降雨（時間75ミリ）までは床上浸水等を防止
- 3 目標を超える降雨に対しても、生命の安全を確保

「流域別豪雨対策計画(改定)の目標(おおむね30年後の長期見通し)」

- 1 年超過確率1/20規模の降雨（時間75ミリ）までは浸水被害を防止
- 2 目標を超える降雨に対しても、生命の安全を確保

2 豪雨対策の役割分担

(1) 区と東京都の役割分担

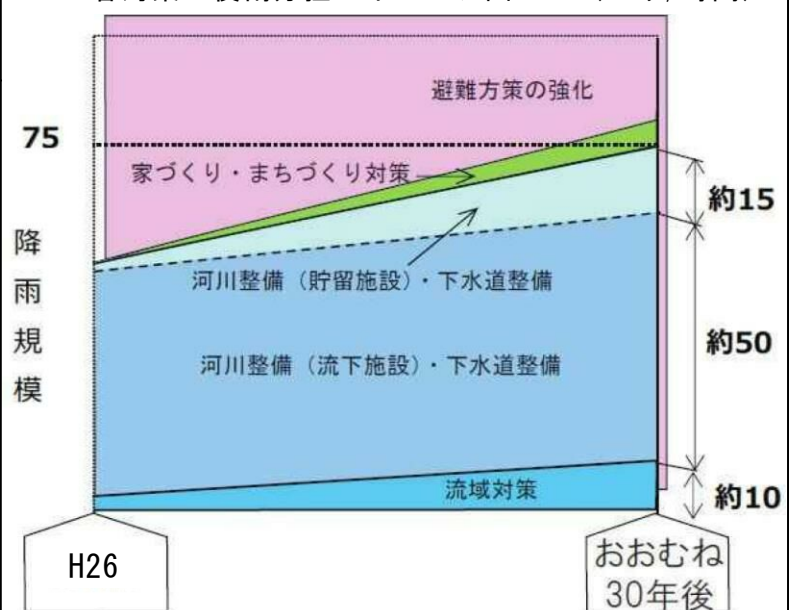
効果的、効率的な豪雨対策を実現するため、河川・下水道整備及び流域対策の各対策について、東京都との役割分担を明確に設定し、連携を強化していきます。

目黒区	<ul style="list-style-type: none"> ・時間約 10 ミリ降雨に対応した雨水流出抑制施設の整備促進や緑地の保全などの「流域対策」を進めます。 ・区民の生命、財産を守ることができる「家づくり・まちづくり対策」、「避難・防災対策」の施策の充実を図っていきます。
東京都	主に、時間約 65 ミリ降雨に対応した「河川（流下施設+貯留施設）・下水道整備」を進めます。



※ 「目黒川流域豪雨対策計画（改定）」の内容を一部変更

各対策の役割分担のイメージ図 (ミリ/時間)



※ 「目黒川流域豪雨対策計画（改定）」の内容を一部変更

(2) 区と区民、事業者等の役割分担

区内全域における豪雨対策を充実させるためには、区民や事業者等の協力が不可欠です。また、自らの身は自らが守る「自助」、自分たちのまちを助け合って守る「共助」及び区による「公助」の考え方のもと、それぞれの役割を果たしながら連携して取り組むことが必要です。

区は、今後も雨水流出抑制施設の整備促進をはじめ、降雨時における情報提供の工夫や、水害の危険性の周知及び浸水防止対策の事例紹介など積極的な情報発信を行っていきます。あわせて、水害などの災害時には、高齢者、障害者など避難支援が必要な方への対策を進めていきます。

区民や事業者等には、雨水流出抑制施設の設置のほか、区や地域から発信される情報を積極的に活用してもらい、自らの生命・財産は自分で守るという認識のもと、豪雨対策に協力していただくことが必要です。

第6章 豪雨対策の方針及び取組

1 基本的な考え方



区では、長期見通し（おおむね30年後：平成26年から）として、時間75ミリの降雨までは浸水被害を防止することともに、時間75ミリを超える降雨に対しても生命の安全を確保することを目標として、雨水の流出を抑える「流域対策」、浸水被害を軽減する「家づくり・まちづくり対策」、区民の生命を守る「避難・防災対策」の方向を示します。

なお、東京都では、主に河川・下水道の施設整備に取り組みます。

(1) 流域対策

豪雨対策全体での対策目標である時間75ミリ相当の降雨への対応のうち、区の役割である、雨水の流出を抑える「流域対策」において、令和6年度までに時間6ミリ相当、19年度までに時間10ミリ相当の降雨の流出抑制を進めます。

〔対策目標とその内訳〕

	豪雨対策全体	河川・ 下水道施設	流域対策
現在	時間 55 ミリ	時間 50 ミリ	時間 5 ミリ
令和 6 年度			6 ミリ
19 年度			10 ミリ
おおむね 30 年後	時間 75 ミリ	時間 65 ミリ	10 ミリ

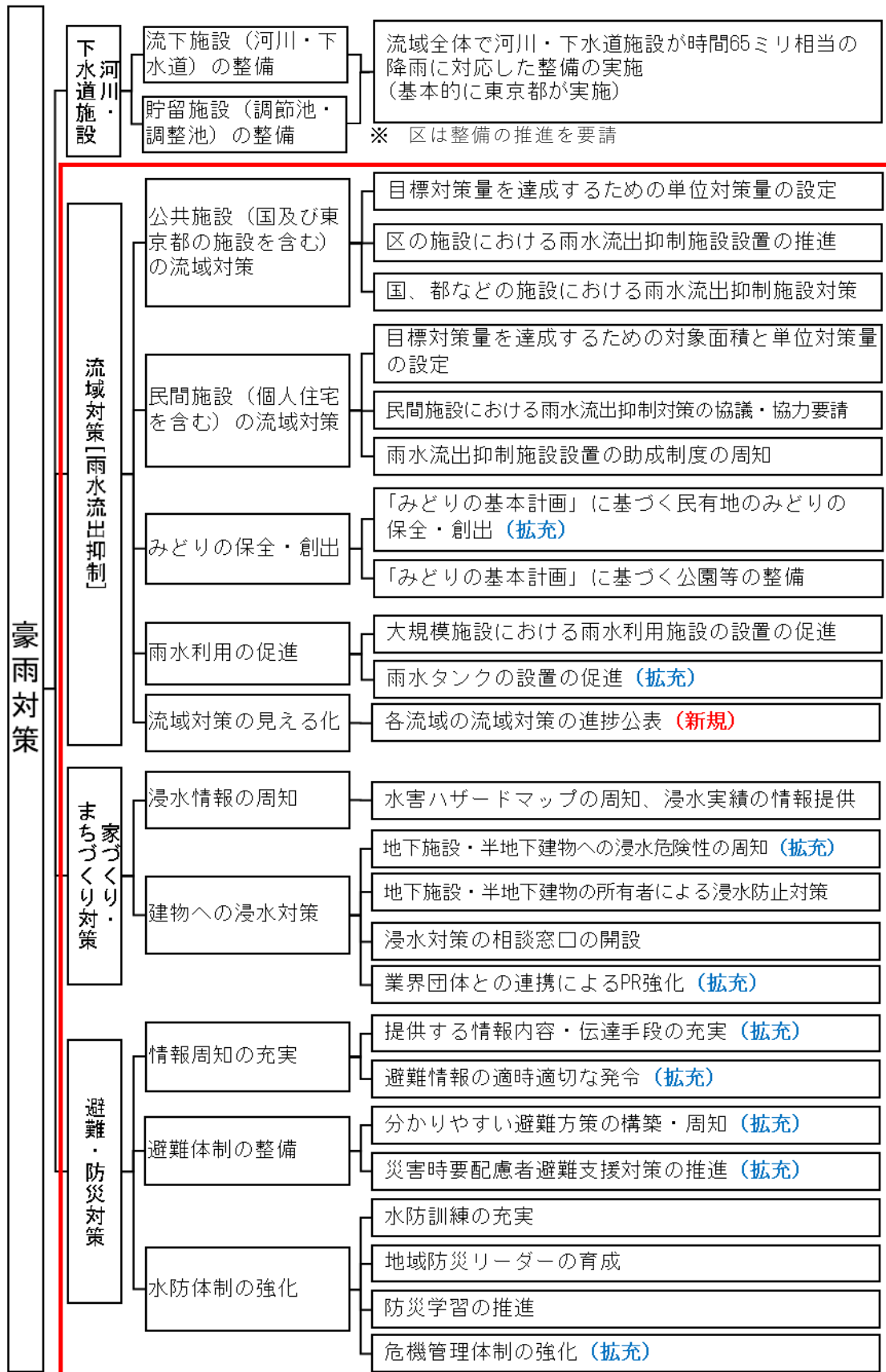
(2) 家づくり・まちづくり対策

浸水被害を軽減する「家づくり・まちづくり対策」において、浸水対策が実施される仕組みづくりを行います。

(3) 避難・防災対策

区民の生命を守る「避難・防災対策」において、区民や事業者等が豪雨時に必要な情報を得て、自発的に適切な避難・防災対策などが講じられるようにします。

2 豪雨対策の体系



※ 赤い太枠(流域対策、家づくり・まちづくり対策、避難・防災対策)は、主に、区、区民、事業者等が取り組む豪雨対策の範囲

3 東京都における河川及び下水道の整備

(1) 方針

河川施設の整備は、区部河川では時間 75 ミリの降雨に目標整備水準を引き上げ、河川からの溢水を防止します。時間 50 ミリの降雨を超える部分の対策は、調節池等によって対応することを基本としています。

下水道施設の整備は、おおむね 30 年後の浸水被害解消を目標に、時間 50 ミリの降雨に対応する施設を整備します。甚大な浸水被害が発生している地区については、対策強化地区として整備水準をレベルアップし、最大で時間 75 ミリの降雨に対応する下水道施設を整備します。

(2) 計画

時間 75 ミリの降雨に対応するため、調節池の整備を実施し、以下に示す貯留量を確保していきます。今後、施設数や設置場所等の施設計画を検討、調整していきます。

ア 目黒川流域

河川	位置	調節池容量（予定）	所在地（予定）
北沢川	二級終点～宮前橋	約 132,000 m ³	世田谷区
鳥山川	梶山橋～若林橋	約 283,000 m ³	世田谷区
蛇崩川	二級終点～駒留橋	約 57,000 m ³	世田谷区

イ 呑川流域

河川	位置	調節池容量（予定）	所在地（予定）
呑川	九品仏川合流点付近	約 40,000 m ³	目黒区、大田区
呑川	石川橋～九品仏川合流点	約 50,000 m ³	目黒区、大田区

ウ 渋谷川・古川流域

河川	位置	調節池容量（予定）	所在地（予定）
渋谷川	新並木橋～渋谷橋付近	約 220,000 m ³	渋谷区

(3) 区から東京都への要望活動

区は東京都に対し、河川、下水道施設整備の早期実現や、区の取り組む流域対策、家づくり・まちづくり対策への財政支援について、東京都城南五区下水道河川連絡協議会（品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区）、目黒川環境整備促進流域三区連絡会（品川区、目黒区、世田谷区）、特別区下水道事業促進連絡会を通じ、要望活動を継続していきます。

4 流域対策

(1) 方針

流域対策として、区の施設において雨水流出抑制施設の設置をより一層推進するとともに、公共施設や民間施設における雨水流出抑制施設の設置が進むよう協力を求めています。また、グリーンインフラの取組推進として、みどり等の自然環境が持つ保水機能の利用を流域対策に取り込み、豪雨対策の充実を図っていきます。

(2) 計画

「東京都豪雨対策基本方針」の改定により、時間 75 ミリ（区部）までは浸水被害を防止するなどの方針が示されたことを踏まえ、目黒区内の対策強化流域の流域別豪雨対策計画が改定され、流域対策分の新たな目標である時間 6 ミリ降雨相当分と時間 10 ミリ降雨相当分の対策量などを自治体別に示しました。これに基づき、流域毎に各自自治体を実施すべき対策目標量を算定しています。

区は区内全域を対象に、時間 10 ミリ相当の降雨の流出を抑制するため、区全域では 20.9 万³の雨水対策抑制対策が必要となります。

現況では、12.9 万³が対策済であることから、令和 19 年度までに 8.0 万³の対策を行っていきます。

なお、時間 6 ミリ相当の降雨の流出を抑制するために、令和 6 年度までに 3.1 万³の対策を行っていきます。

目黒区の流域対策における対策目標量

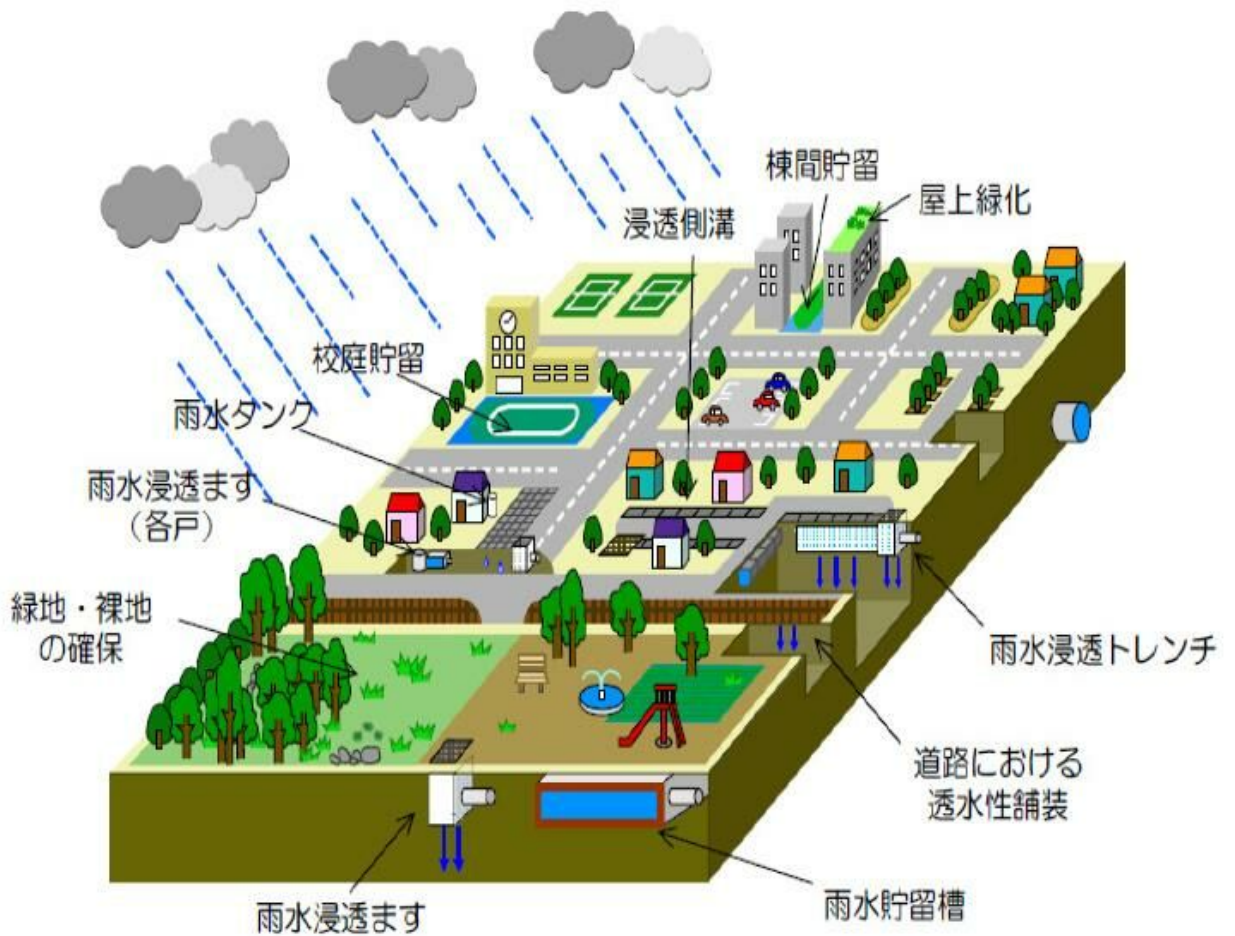
	現況 (平成 30 年度末)	令和 19 年度 (時間 10 ミリ相当の 降雨の流出を抑制)		令和 6 年度 (時間 6 ミリ相当の 降雨の流出を抑制)	
		対策目標量	対策必要量	対策目標量	対策必要量
目黒区全域	12.9 万 ³	20.9 万 ³	8.0 万 ³	16.0 万 ³	3.1 万 ³
目黒川流域	8.3 万 ³	9.3 万 ³	1.0 万 ³	8.5 万 ³	0.2 万 ³
呑川流域	2.6 万 ³	6.5 万 ³	3.9 万 ³	4.3 万 ³	1.7 万 ³
渋谷川・古川流域	0.2 万 ³	1.5 万 ³	1.3 万 ³	0.5 万 ³	0.3 万 ³
立会川流域	1.8 万 ³	3.6 万 ³	1.8 万 ³	2.7 万 ³	0.9 万 ³

※ 立会川流域は、対策強化流域ではないため豪雨対策計画が策定されていません。このため、自治体別の対策目標量は示されていませんが、他の 3 流域の対策目標量から算定しています。

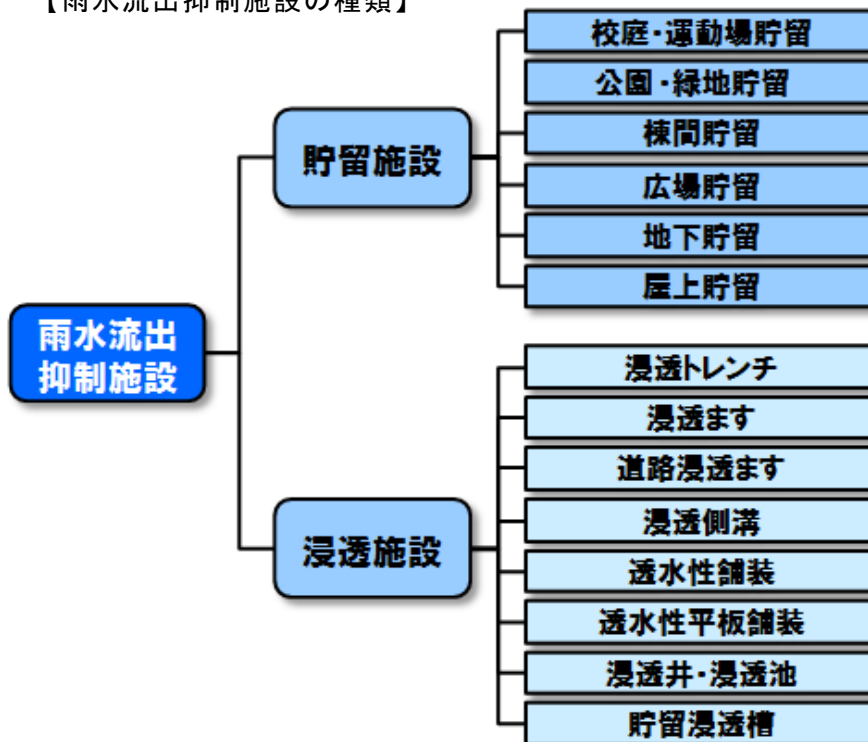
雨水流出抑制施設の整備は、区施設は全ての施設を対象に実施します。国や東京都などの公共施設においても、全ての施設で対策がされるよう強く協力を求めています。あわせて、民間施設にも協力を求めています。また、みどりの保水能力を向上させるため、民有地のみどりの保全・創出や公園等の整備に努めます。

区は流域対策の一つとして、雨水利用に取り組んでいきます。現在、トイレの洗浄水などに雨水を利用しています。引き続き、各家庭における雨水タンクの設置など、雨水利用が進むよう取り組んでいきます。

流域対策施設のイメージ



【雨水流出抑制施設の種類】



出典：「目黒川流域豪雨
対策計画（改定）」

【貯留施設】

雨水を一時的に貯めて、河川や下水道の水位が低下した後に、ポンプなどを使って排水する施設です。代表例として、校庭、運動場、公園等における貯留施設があります。

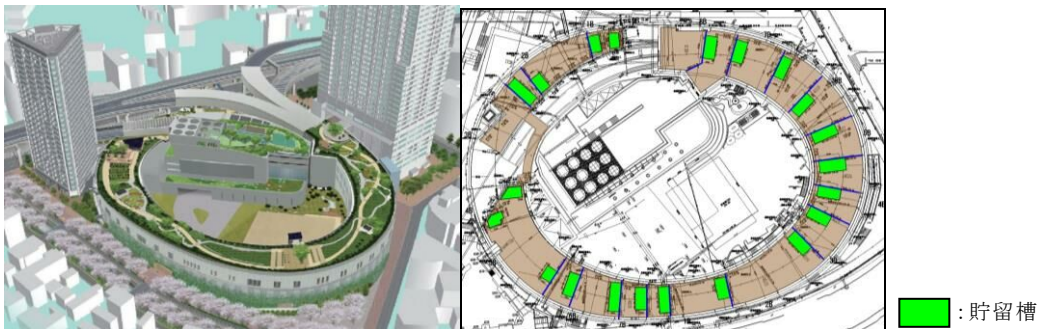
貯留施設	校庭・運動場貯留	<p>(学校で設置例)</p>	
	公園・緑地貯留		
	棟間貯留		
	広場貯留	<p>(駐車場での設置例)</p>	
	地下貯留	<p>(学校での設置例)</p>	
	屋上貯留		

雨水貯留施設の例

写真提供：(社) 雨水貯留浸透技術協会 出典：「目黒川流域豪雨対策計画（改定）」

目黒区での屋上貯留の例（大橋ジャンクション屋上）

6%勾配のジャンクション屋上に堰や貯留槽を設置し、約 360 m³分の雨水を一時的に貯留。

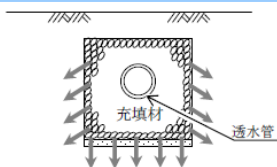


【浸透施設】

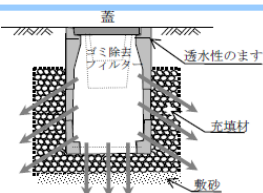
雨水を直接、地下に浸透させ、河川や下水道への流出を抑制する施設であり、代表例として、浸透トレンチや浸透ます、透水性舗装等があります。

浸透施設

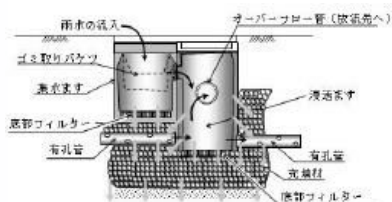
浸透トレンチ



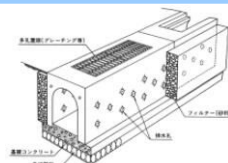
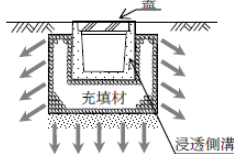
浸透ます



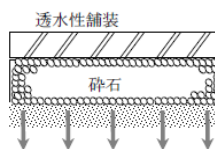
道路浸透ます



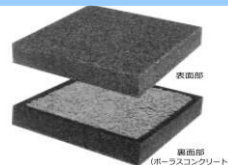
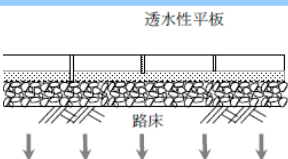
浸透側溝



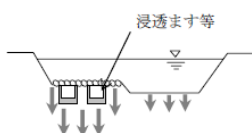
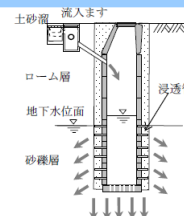
透水性舗装



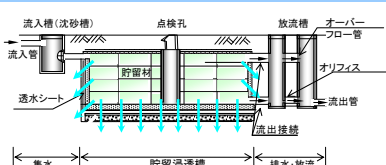
透水性平板舗装



浸透井・浸透池



貯留浸透槽



雨水浸透施設の例

写真提供：(社) 雨水貯留浸透技術協会 出典：「目黒川流域豪雨対策計画（改定）」

(3) 取組

ア 公共施設（国、都、区）の流域対策

「目黒区雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」に基づき、降雨による水害の防止と安全な生活環境の確保に資するため、豪雨対策の一環として雨水流出抑制施設の設置をより一層推進していきます。

「目黒区雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」に基づき、区の施設については、全ての施設を対象に雨水流出抑制対策を実施します。具体的には、道路や学校、公園、庁舎などの施設において、貯留槽などの貯留施設や浸透ます、透水性舗装などの浸透施設の設置を進めるとともに、国及び東京都の施設にも設置を引き続き要請していきます。雨水流出抑制施設の設置に当たっては、地形状況や土質状況などを勘案して実施していきます。単位対策量は以下のとおりです。

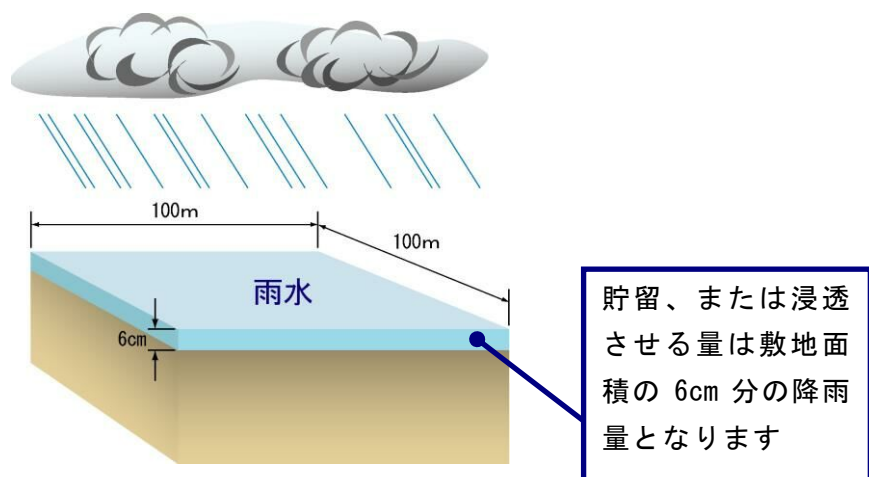
なお、今後、雨水流出抑制施設の設置推進と共に、単位対策量の拡充について検討していきます。

単位対策量（公共施設）

施設	単位対策量 (m ³ /ha)
国、東京都、目黒区 その他公共的な団体が設置する施設	600
車道	290
歩道	200
公園等	600

単位対策量のイメージ

単位対策量は、施設ごとに1ha当たりで設定されます。例えば学校等での単位対策量は600m³/haとなり、1haは100m×100mであることから $600\text{m}^3 \div 10,000\text{m}^2 = 0.06\text{m} = 6\text{cm}$ となります。すなわち、敷地内において6cmの浸水深となる降雨量を貯留、または浸透させることを示します。



(ア) 庁舎

- ・敷地面積 1ha 当たり 600m³ 以上の対策とします。
- ・庁舎の駐車場や屋外通路などに、浸透ます、浸透トレンチ等を配置して、地下に浸透させる、又は建物等の地下に貯留させることにより雨水の流出を抑制します。
- ・施設の更新工事の際に、雨水流出抑制施設の設置を進めます。

(イ) 小・中学校、高校等の教育施設

- ・敷地面積 1ha 当たり 600m³ 以上の対策とします。
- ・運動場を利用した貯留堤、浸透ます、浸透トレンチ等を配置して、地下に浸透させる、又は、建物や運動場等の地下に貯留させることにより雨水の流出を抑制します。
- ・学校施設の更新等の際に、雨水流出抑制施設の設置を進めます。

(ウ) 車道

- ・車道面積 1ha 当たり 290m³ 以上の対策とします。
- ・透水性舗装、道路浸透ます、浸透側溝等を配置して、車道に降った雨水の流出を抑制します。

(エ) 歩道

- ・歩道面積 1ha 当たり 200m³ 以上の対策とします。
- ・透水性舗装により雨水の流出を抑制します。



透水性舗装



浸透ます

出典：目黒区ホームページ

(オ) 公園等

- ・敷地面積 1ha 当たり 600m³ 以上の対策とします。
- ・浸透ます、浸透トレンチ等を配置し、地下に浸透させる、又は地下に貯留させることにより雨水の流出を抑制します。
- ・まちづくりと連携した新規公園の整備や新たな事業活用制度の検討を進めます。

イ 民間施設の流域対策

民間施設においても、流域対策が進むよう、新築・増築等による建築確認申請や排水設備申請・届出時において「目黒区雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」に基づく貯留・浸透施設の設置指導を行っています。また、窓口・ホームページやイベント等で、豪雨対策の必要性や雨水流出抑制施設の設置助成制度の普及啓発を進めていきます。

また、個人住宅や事業者等の所有する小規模民間施設においても雨水流出抑制施設の設置協力を求めています。

(ア)大規模民間施設(敷地面積 500m²以上)への設置

・単位対策量である敷地面積 1ha 当たり 600m³以上を満たす雨水流出抑制施設の設置を指導します。

対象規模	単位対策量 (m ³ /ha)
敷地面積 500 m ² 以上	600
開発行為の許可を要する施設 敷地面積 500 m ² 以上	600

・駐車場や屋外通路などに浸透ます、浸透トレンチ等を配置して、地中に浸透させる、又は、建物などの地下に貯留させることにより、雨水の流出を抑制します。

(イ)小規模民間施設(敷地面積 500m²未満)への設置

・単位対策量である敷地面積 1ha 当たり 300m³以上を満たす雨水流出抑制施設の設置を指導します。

対象規模	単位対策量 (m ³ /ha)
開発行為の許可を要する施設 敷地面積 500 m ² 未満	300

※ 開発行為の許可を要しない施設については、庭や空地などに浸透ます、浸透トレンチ等の設置協力を求めています。

(ウ)雨水流出抑制施設設置の助成

個人が所有する住宅等で雨水流出抑制施設(浸透ます、浸透トレンチ)、雨水タンクなどの設置を行う場合は、工事費用の一部助成を行っています。引き続き、助成制度の普及啓発の徹底を図り、雨水流出抑制施設の設置を推進します。

対象規模	助成内容
個人住宅 (敷地面積 500m ² 以上の新築は除く)	標準工事費又は実際に要した工事費の いずれか少ない額を助成、上限 40 万円

ウ みどりの保全・創出

「目黒区みどりの基本計画※」に基づき、公園等の整備を進めみどりを創出するとともに、住宅地のみどりの保全や新たなみどりの創出、農地の保全などに努めます。

(ア) 民有地のみどりの保全・創出

・区内の樹木の多くが民有地にあり、主に住宅地に残された樹木の保全に努める必要があります。そこで、民有地については、敷地面積 200 m²以上の建替え等に際してみどりの保全と創出を義務付けています。一定基準以上の樹木や樹林については保存樹木等に指定し、みどりの保全に努めていきます。また、みどりのまちなみ助成として、接道部、屋上、壁面の緑化に助成し緑化を推進していきます。

・都市における農地等は、防災性の高いオープンスペースとして、また貴重な緑地として、良好な都市環境の形成に寄与しています。区では、適正に管理された農地等を生産緑地法による生産緑地地区※として指定し、その保全に努めていきます。令和4年からは特定生産緑地制度※等を活用し、更なる農地の保全を図ります。

また、減少傾向にある民有地の緑の保全やあらゆる都市空間への緑化推進等を、計画的に推進していくことを主な目的として、令和2年7月に都と区市町村（島しょを除く。）が合同で改定した「緑確保の総合的な方針」では、確保の水準として「特定生産緑地」を新設し、生産緑地を保全すべき農地として明確化しました。

(イ) 公園等の整備

・区民の憩いやふれあいの場としての公園等は、地域のみどりを創出する場となり都市生活に欠かせない空間ですが、公園面積を拡大するためには、財政面も含めて検討することが必要です。そのため、公園等の確保・整備にあたり、開発行為に伴う公園の提供や木密地域整備事業による公園整備等、まちづくりと連携した取組により公園整備を進めてきました。今後も、防災街区整備事業に伴う新規公園の整備など、まちづくりと連携した公園整備や新たな事業制度の活用を検討していきます。

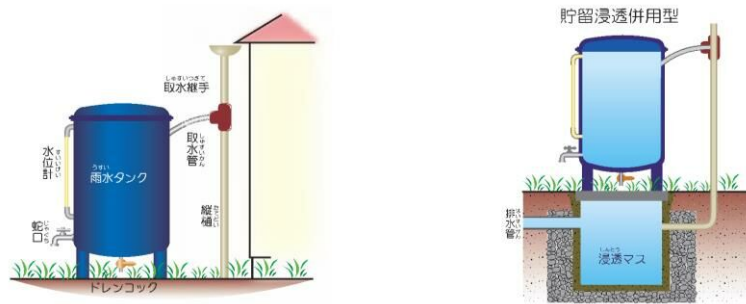
・公共施設の敷地や建築物については、民有地の緑化の模範となるような緑化を努めていきます。

エ 雨水利用の促進

・公園内にある建築物の雨どいに雨水タンクを設置し、植栽や花壇への散水に利用するなど、雨水利用の普及啓発に努めていきます。目黒区天空庭園管理棟や碑文谷公園ポニー舎のほか、令和2年度には、駒場野公園自然観察舎と中目黒公園花とみどりの学習館の雨どいに雨水タンクを設置し、散水での利用や解説表示をするなどして、雨水利用の普及啓発を進めていきます。また、今後も、多くの利用者の目に触れる、屋根や雨どいを有する公共施設等への設置を検討していきます。

・民間施設の雨水タンクの設置は、平成28年度から雨水流出抑制施設等設置助成要綱に基づき助成の対象にしています。草花への散水に利用できるほか、地下に設置される雨水貯留・浸透施設とは異なり地上に設置されるため、区民も目にすることができるので豪雨対策の普及啓発が期待されます。今後は、助成制度の拡大を検討するとともに普及啓発に努めていきます。

家庭用雨水タンクのイメージ



家庭向けの雨水タンクは、200リットル（お風呂の一杯分強）前後のものが標準的です。タンクの材質は、プラスチックや金属で、デザインもさまざまです。雨水タンクは、下の①～④に気をつけると、とても使いやすいものを選ぶことができます。

- ①光をとおさないもので、フタが開き、タンクの中の掃除ができる。
- ②雨水タンクの中の水の量が、外側からわかる。
- ③雨水タンクがいっぱいになると、雨樋（縦樋）に流れる構造になっている。
- ④雨水タンクの底にたまった水や泥を簡単に抜くことができる。

出典：「戸建住宅における雨水貯留浸透施設設置マニュアル（平成18年3月）社団法人 雨水貯留浸透技術協会」

オ 流域対策の見える化

区の自主的かつ計画的な流域対策の促進を図るため、令和12年度（2030年度）及び19年度（2037年度）の対策量の努力目標値を整備状況や地域特性に応じ設定し、区ホームページや東京都総合治水対策協議会ホームページなど様々な情報ツールにて、各流域対策の進捗状況（実績値）を毎年公表し周知します。

■ 目黒区MAP

目黒区のお他の流域エリアをご覧になりたい場合は、地図内の流域名をクリックしてください。



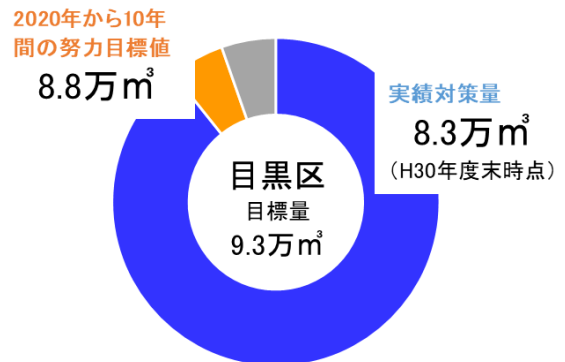
※下記のリンクからでもご覧になれます。

- 呑川流域
- 渋谷川・古川流域

■ 実績と目標値

河川名	自治体名	実績対策量 (万 m^3)	目標（流域別区市別）	
			2020年から 10年間の 努力目標値	10mm/hr相当 (R19年度)
9流域の合計		405.0	549.1	631.7
目黒川	合計	42.6	46.0	52.0
	港区	0.2	0.2	0.1
	品川区	6.9	7.9	8.7
	目黒区	8.3	8.8	9.3
	世田谷区	24.4	26.41	29.5
	杉並区	0.63	1.25	1.3
三鷹市	1.1	1.4	3.1	

■ 流域対策進捗状況



流域対策の公表例（目黒区・目黒川流域）

5 家づくり・まちづくり対策

(1) 方針

家づくり・まちづくり対策においては、まず区民や事業者等が、自らの住む場所の水害特性を理解し、自助による対策が促されるよう、水害に関する情報を積極的に提供していきます。

また、水害の危険性が高い地域や施設においては、建築時等における浸水対策の検討など、区民や事業者等が自ら水害に備えることができるような仕組づくりを行っていきます。

(2) 取組

ア 浸水情報の周知

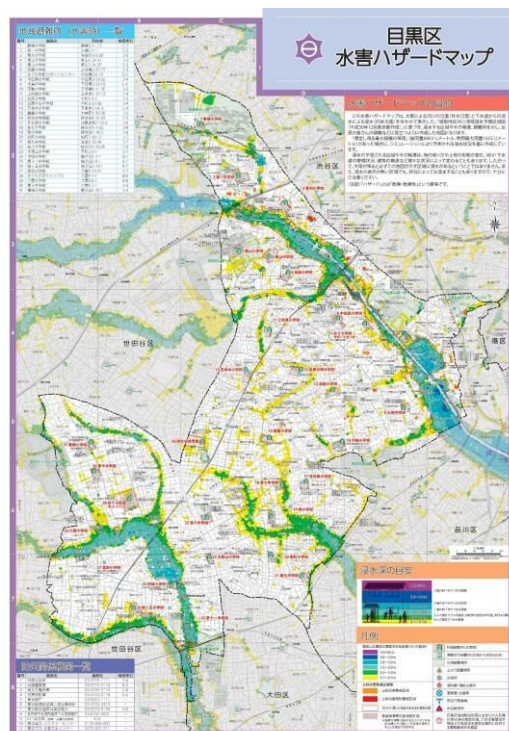
現在では、河川や下水道の改修により河川からの溢水や内水氾濫※による大規模な浸水被害が減少し、水害を経験した方々も一部の地域に限られています。

今後起こりうる豪雨などの水害に備え、区民や事業者等が浸水危険度の認識を高め、自発的な建物の浸水対策が促進されるように、浸水情報の周知を進めます。

・区民や事業者等が浸水危険度の認識を高め、自発的な建物の浸水対策が促進されるように、「想定し得る最大規模の降雨」があった場合の浸水状況を基に、「目黒区水害ハザードマップ」を平成31年4月に発行し、令和元年5月には全戸・全事業者に配布し周知しています。

・令和2年9月より区ホームページで公表している平成16年度から令和元年度までの区内の浸水履歴などの情報を、区民や事業者等に積極的に提供しています。今後も、適時情報を更新し、区民や事業者等へ浸水情報を提供していきます。

・浸水危険度の認識を高めるために毎年1回、5月に「目黒区総合水防訓練」を実施します。



目黒区水害ハザードマップ（平成31年4月発行）※出典：目黒区ホームページ

イ 地下施設・半地下建物への浸水対策

昭和 56 年 7 月、目黒川の溢水などで甚大な浸水被害が発生しました。また、平成 25 年 7 月にも、世田谷区や目黒区を中心に約 500 棟が浸水するなど、浸水被害が発生しています。大雨時には地下施設や半地下建物へ雨水が流れ込み、浸水被害を受けたとの報告が多く寄せられています。特に令和元年 10 月の台風第 19 号においては、目黒川の氾濫までには至りませんでした。区として初めての「避難勧告」を発令しました。

こうした現状を踏まえ、地下施設や半地下建物を所有する区民や事業者等に対して浸水被害を軽減するため、次のような対策に取り組んでいきます。

(ア) 地下施設・半地下建物への浸水危険性の周知

・区ホームページや「防災行動マニュアル」の中で地下空間の浸水対策に関し記載している内容について、必要に応じて内容を更新していきます。現在、区ホームページでは、「防災行動マニュアル」が閲覧でき、区総合庁舎や防災センターにて配布を行っています。



地下空間 地下室や地下駐車場をお持ちの方へ

☐ 低地やくぼ地で、水の入りやすい場所は、土のうを積んだり、止水板をつける。

水が一気に入ってきて、思わぬ被害にあうことがあります。大雨のシーズンは、気象情報に注意し、土のうの配備や止水板の設置などの対策を講じてください。

ビルの内部では外部の状況がわかりにくいため、浸水による水圧で扉が開かず、室内に閉じ込められる心配があります。照明が消えたり、エレベーターが止まる場合もあります。

水害にはどのような場合があるのか

- 川の水があふれる場合
東京都では、1時間当たり75mmの雨に対応できる河川の改修や、下水道などの整備を促進しています。このため、川の水があふれることは減りましたが、短時間に激しい雨が降ると、またたく間に水位が上昇し、あふれ出る危険が生じます。
- 下水が逆流してマンホールなどからあふれる場合
地表は道路の舗装や建物のコンクリートなどにおおわれ、雨が地面にしみこみにくくなりました。このため、降った雨は短時間に下水道や河川に集中し、低地の下水道では雨水を排水しきれなくなり、川があふれていなくても水害が発生することがあります。
- 地下室への浸水
地下室や地下駐車場などに雨水が流れ込み、排水しきれなくなって水害となる場合などが増加しています。

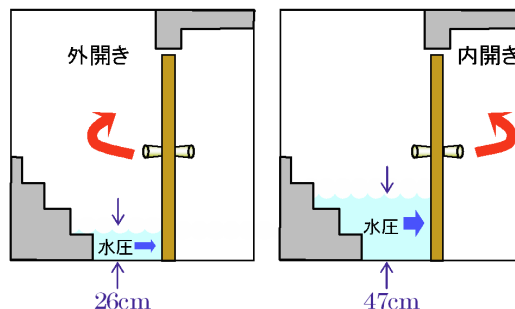
防災行動マニュアル（令和 2 年 3 月発行）※出典：目黒区ホームページ

・近年、大雨などにより発生している区内の地下施設の浸水被害について、区ホームページにて公表しており、今後も浸水被害情報を適時更新し、区民や事業者等へ、浸水危険性の周知を続けていきます。

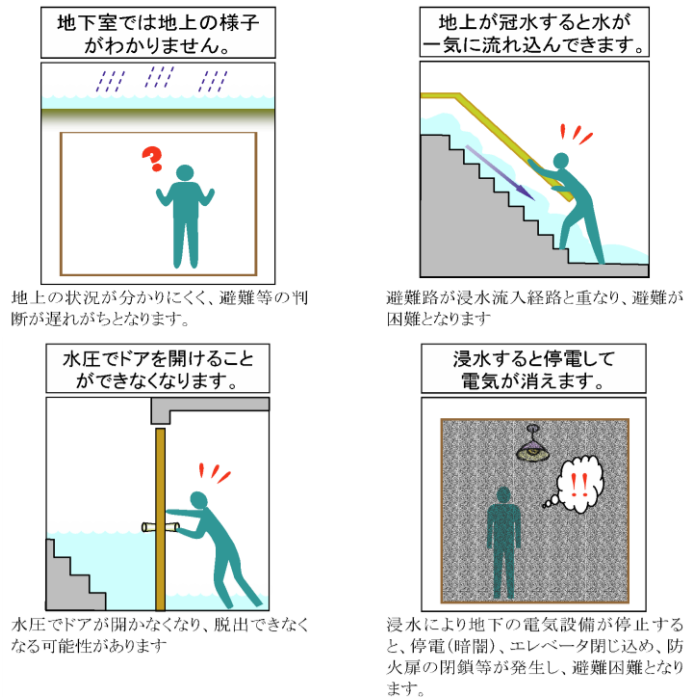
【水圧でドアが開かなくなる水深】

ドアの内外の水位差が 26cm 以上あると、水圧のために外開きドアは開かなくなります（左図）。

また、水位差が 47cm 以上あると、内開きドアでも、ドアの留め金が水圧で押し付けられ、ドアノブ等を人の力で回せなくなり開かなくなります（右図）。



出典：(財)日本建築防災協会
「地下空間における浸水対策ガイドライン」平成 14 年 3 月



地上の状況が分かりにくく、避難等の判断が遅れがちとなります。

避難路が浸水流入経路と重なり、避難が困難となります。

水圧でドアが開かなくなり、脱出できなくなる可能性があります。

浸水により地下の電気設備が停止すると、停電(暗闇)、エレベータ閉じ込め、防火扉の閉鎖等が発生し、避難困難となります。

浸水時の地下空間の危険性 出典：「東京都地下空間浸水対策ガイドライン（平成 20 年 9 月）東京都」

(イ) 地下施設・半地下建物の所有者による浸水防止対策

- ・新規建築物については、地下施設の浸水実績や浸水対策を啓発するパンフレットを配布しており、今後も地下施設・半地下建物の所有者による浸水防止対策を引き続き進めていきます。
- ・平成 23 年 4 月に制定した「目黒区建築物浸水予防対策指導要綱」に基づき、建築確認申請時に設計者による浸水対策検討結果報告書を届け出るものとしています。

(ウ) 浸水対策の相談窓口の開設

- ・既存の建築物については、半地下建物を所有し、浸水対策を要望する区民や事業者等に対して、浸水履歴及びハザードマップの確認や、平成 20 年 9 月に東京都が策定した「東京都地下空間浸水対策ガイドライン」の閲覧を案内し、具体的な浸水対策や配慮すべき事項についての啓発活動や、浸水対策が実施される仕組づくりを行っていきます。
- ・今後は、浸水対策の方法（例えば、止水板の場合は止水板の種類や設置高、設置費用など）について、引き続き事業者等と協議を行っていきます。

ウ 建物への浸水対策

浸水による被害の軽減を図るため、建物への止水板設置に関する助成制度の創設について検討していきます。

エ 業界団体との連携による PR 強化

個人が所有する住宅等に設置する雨水流出抑制施設を促進するため、区は東京都総合治水対策協議会、民間業界団体と連携し、住宅メーカーホームページへの流域対策事業の掲載や住宅展示場等での雨水流出抑制施設のチラシの配布を行います。

6 避難・防災対策

(1) 方針

降雨量が河川や下水道の排水能力を超え、大規模な水害や内水氾濫の発生が予想される場合、避難行動により生命の安全を守ることが必要です。

避難が確実かつ安全に行われるために、平常時から必要となる情報の提供や避難方法を事前に周知し、自助、共助による避難行動を促進します。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえて、施策を推進していきます。

(2) 取組

ア 情報周知の充実

区は防災行動マニュアルや区ホームページ、めぐろ区報などによる情報提供を更に充実させていくとともに、スマートフォンや携帯電話を利用したメール配信など情報提供手段の多面化を図っていきます。

また、近年増加している地下施設や半地下建築物の地下にいる人は豪雨が発生した場合、地上の降雨状況が分からず、自身の危険性を十分に認識できません。このことから、自らが求めなくても適切な情報が届くように、発生している状況をリアルタイムに電子メールで配信するなど、区は「プッシュ型※」による水害情報を提供していきます。

こうした現状を踏まえ、多くの区民や事業者等に早急に十分な情報を提供できるように、次のような対策に取り組んでいきます。

(ア) 提供する情報内容・伝達手段の充実

・大雨時に目黒川の流れの状況を区民や事業者等へ提供するため、ライブカメラを区内2か所（宝来橋上流合流点、太鼓橋下流品川区境）に設置し、区ホームページ「目黒区のお天気(防災気象情報)のライブカメラ」にて配信しています。

また、台風接近時等には、区ホームページを災害時用トップページに切り替えて情報発信を行います。

・現在既に運用しているメールマガジンの提供内容に地震や気象、停電などに関する緊急のニュースをお知らせする「緊急情報（災害）」を追加し、引き続き防災情報の提供に努めていきます。

・水害発生時の浸水対策や避難に関する情報については総合水防訓練、地域防災訓練、防災講演会などの開催時や、防災行動マニュアル、めぐろ区報、区ホームページ、ツイッターなどの様々な手段を利用して、防災情報を提供していきます。

なお、水害発生時の浸水対策や避難に関する情報、水害ハザードマップ等に関しては、適宜内容を更新していきます。

・大雨などにより発生している区内の浸水被害について、区ホームページにて公表しており、今後も区民や事業者等へ、浸水情報の提供を続けていきます。



目黒川ライブカメラ映像（左：宝来橋上流、右：太鼓橋下流） 出典：目黒区ホームページ

(イ) 避難情報の適時適切な発令

・国は地方公共団体が避難勧告等の発令基準や伝達方法を改善する際の参考として「避難勧告等に関するガイドライン」を平成31年3月に改定しました。このガイドラインでは、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、住民等の避難行動等を支援することが示されました。

これに伴い、区は、警戒レベルを用いて下表のとおり避難情報を発令します。内容は適宜更新します。

・情報は、防災行政無線、メール、テレビ、区ホームページなどで知らせます。

(例) 避難勧告の発令

「こちらは、目黒区災害対策本部です。ただいま、〇時〇分、〇〇町〇丁目に対し、警戒レベル4、避難勧告を発令しました。避難所は、〇〇〇〇です。」

警戒レベル	災害発生情報	発令・発表	住民等が取るべき行動
警戒レベル5	災害発生情報 (※1)	目黒区が 発令	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。
警戒レベル4	避難指示(緊急) (※2) 避難勧告		・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始		高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。
警戒レベル2	洪水注意報 大雨注意報等	気象庁が 発表	避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル1	早期注意情報		災害への心構えを高める。

※1 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令します。

※2 避難指示(緊急)は必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令します。

イ 避難体制の整備

区は地域防災計画の中で水害時の避難計画を示し、避難勧告・指示の基準を記載しています。

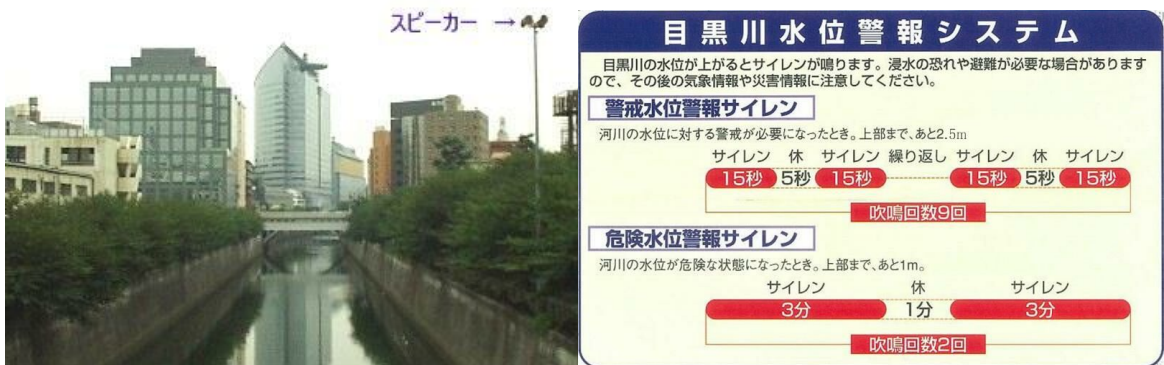
日ごろから、区民や事業者等に対して浸水の危険性を知らせ、自主的に避難行動を実施できるように、次のような対策をしていきます。

なお、区では、避難勧告等発令前の避難希望者を対象とした避難所を「自主避難所」と位置づけ、その開設場所・開設・運営の明確化に取り組んでいます。

(ア) 分かりやすい避難方策の構築・周知

目黒川については水位計による監視を行い、水位が警戒水位や危険水位を超えるとサイレンで警報を発するシステムを構築し、区ホームページで公表しています。区内の目黒川沿いには以下のようにスピーカーが12か所設置されています。サイレンが鳴った際は、浸水のおそれや避難が必要な場合があるため、その後の気象情報や災害情報に注意を呼び掛けています。

分散避難として在宅避難^{*}、垂直避難^{*}など様々な避難方策の周知を行い、また、水害における避難体制や行動について、区民や事業者等にわかりやすくするため、避難体制や行動が円滑に実施されるよう取り組みます。



出典：目黒区ホームページ

(イ) 災害時要配慮者避難支援対策の推進

地域において、災害時に自力で避難をすることが困難な避難行動要支援者を把握し、迅速かつ実効性のある安否確認・避難支援を行うことができるよう避難行動要支援者名簿を各地域避難所へ配備します。名簿情報の提供に同意が得られた人の情報を、登録者名簿として避難支援等関係者（消防署、警察署、民生委員^{*}・児童委員、町会・自治会）に提供していますが、登録者名簿への登載率をさらに高めるよう、働きかけを行います。

また、防災訓練等の一環として、避難支援・安否確認訓練を実施し、地域における住民同士の顔の見える関係づくりのための取組を進めるとともに、一人ひとりの緊急時の連絡先、避難支援者、医療情報を記載した「災害時個別支援プラン」の作成を促進します。

ウ 水防体制の強化

高齢社会の到来による災害時要配慮者*の増加、生活・就業形態の変化等による地域コミュニティの衰退や実際に浸水被害を経験した方の減少などによって、地域の防災力や避難行動力が低下するなど、洪水発生後に被害が拡大する要因が増加しています。災害時に地域住民が相互に助け合うように、防災リーダーの育成や「共助」による水防体制の構築の必要性が高まっています。

こうした現状を踏まえ、地域の防災力を向上させるため次のような対策を実施します。

(ア)水防訓練の充実

毎年1回、5月に実施している「目黒区総合水防訓練」の参加者は高齢者の割合が高く、若年層の参加者が少ない状況です。これを解消するため、周知方法や訓練内容の見直しを通じて、若年層の訓練への参加を促進します。あわせてPTAなど若い世代の水防訓練への参加を促進します。また、区、区民、事業者等がそれぞれの役割において水害に対処できるよう訓練内容を工夫するとともに、幅広い年齢層の多くの区民に参加してもらえようPR活動に努めていきます。



ゴミ袋と段ボールによる止水工法



区民による積み土のう工法

出典：目黒区ホームページ

(イ)地域防災リーダーの育成

- ・区民向け防災士資格取得支援や防災士フォローアップ研修等を実施しており、引き続き地域の防災リーダーの育成し、地域の防災力を向上させていきます。
- ・新たに作成した災害時要配慮者支援プランや要配慮者向け防災行動マニュアルについても、適宜内容を見直していきます。

(ウ)防災学習の推進

- ・区では毎年1回防災講演会「こどもを救おう」応急救護講演会を開催しています。
- ・東京都総合治水対策協議会では、毎年5月の総合治水推進週間に、水害の危険性や日ごろの備えなどの学習の場として、見学会や都内全小学生を対象にパンフレット配布を行っています。協議会に対し、引き続き見学会の開催やパンフレットの配布など防災学習の推進が図られるように要請していきます。



見学会の様子（令和元年度）

（左：浮間水再生センター内（監視室）、右：善福寺川取水施設内（展示室））

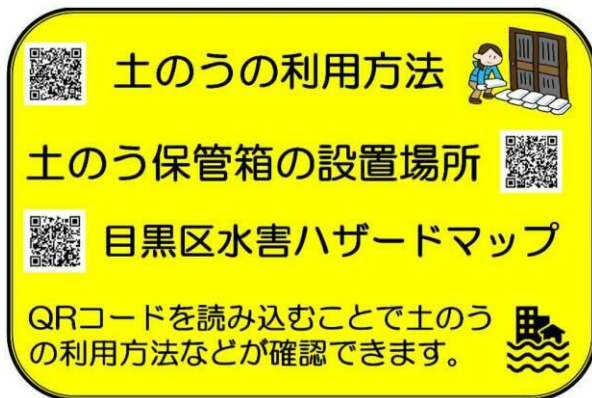
出典：東京都総合治水対策協議会ホームページ

（エ） 区の危機管理体制の強化

大震災、台風などの自然災害に加え、感染症対策も含めた総合的な危機管理体制の確保が必要です。そこで、危機事象発生時の迅速かつ柔軟な対応を可能とするための態勢確保に向けて、各種本部機能等の強化を図るとともに、各種計画、マニュアル等を、昨今の災害状況を踏まえて、現状に即して機能するよう、改善を図ります。

エ 緊急用土のうの設置

緊急用土のうを、集中豪雨時などの緊急時に、区民や消防団が自由に利用できるよう設置しています。緊急用土のう設置場所を、区ホームページや防災行動マニュアルにて公表しており、適宜内容を更新します。今後、下記のとおり緊急用土のう保管箱を活用し、土のうの利用方法や土のう保管箱の設置場所等の周知に取り組みます。



周知内容



貼付けイメージ

緊急用土のう設置場所

令和2年9月

56箇所 合計8200袋

目黒区

No	施設名称	住所
1	駒場東大前駅付近	駒場2-1
2	炊事門付近	駒場3-8
3	駒場一丁目2番	駒場1-2
4	松見坂付近	大橋2-2
5	柳橋付近	青葉台2-17
6	朝日橋付近	青葉台1-16
7	宿山橋付近	上目黒1-15
8	宿山橋付近	上目黒1-16
9	日の出橋付近	上目黒1-6
10	上ー防災ひろば	上目黒1-17-4
11	目黒土木公園事務所	上目黒2-48-2
12	目黒区総合庁舎西口	上目黒2-19-15
13	林試の森公園北口	下目黒6-9
14	目黒消防署	下目黒6-1-22
15	目黒消防署中目黒出張所	上目黒2-9-14
16	大鳥公園内	下目黒2-20
17	東横線高架下	五本木2-10
18	祐天寺交差点	中町2-2
19	防災センター	中央町1-9-7
20	自然園下	目黒3-21
21	上目黒四丁目防災ひろば	上目黒4-17-25
22	碑文谷公園内	碑文谷6-9-11
23	碑文谷センター	碑文谷2-16-6
24	東町南児童遊園内	目黒本町5-7-18
25	目黒消防署碑文谷出張所	碑文谷2-11-14
26	呑川本流緑道上	平町1-25
27	呑川本流緑道上	平町2-22

○印 緊急用土のう拠点場所(5箇所)
 各地区には防災拠点として土のう500袋を備蓄
 (北部) 東山公園拡張部
 (東部) 目黒区総合庁舎駐車場
 (中央) 防災センター
 (南部) すずめのお宿緑地公園
 (西部) めぐる区民キャンパス公園前歩道



No	施設名称	住所
29	中根公園内	中根2-6
30	九品仏川緑道上	緑が丘1-21
31	九品仏川緑道上	緑が丘3-3
32	境橋街かど公園内	緑が丘3-10-37
33	やくも街かど公園内	八雲5-15-1
34	呑川本流緑道上	八雲3-22
35	呑川本流緑道上	八雲3-13
36	呑川本流緑道上	八雲3-9
37	呑川本流緑道上	八雲2-11
38	呑川本流緑道上	八雲2-7
39	呑川本流緑道上	八雲1-11
40	呑川本流緑道上	八雲1-5
41	目黒消防署大岡山出張所	大岡山1-37-15
42	目黒消防署八雲出張所	八雲3-29-14
43	呑川本流緑道上	八雲2-11
44	九品仏川緑道上	緑が丘2-16
45	九品仏川緑道上	緑が丘2-6
46	目黒区清掃事業所	中目黒4-1-2
47	目黒区総合庁舎南口	上目黒2-19-15
48	目黒区総合庁舎駐車場	上目黒2-19-15
49	芳達街かど公園内	東が丘1-31-1
50	蛇崩川緑道蛇崩下橋	上目黒4-36-29
51	九品仏川緑道上	自由が丘3-8
52	九品仏川緑道上	自由が丘2-12
53	すずめのお宿緑地公園	碑文谷3-11-22
54	東山公園拡張部	東山3-21-9
55	めぐる区民キャンパス公園前歩道	八雲1-1
56	柿の木坂支流緑道上	柿の木坂3-4



W1.2m × H1.0m × D0.8m



約8kg/袋 約100袋/箱

緊急用土のう設置場所 (令和2年9月)

※出典：目黒区ホームページ

7 豪雨対策の取組とスケジュール

区分		基本施策	令和3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	19年度 (2037)	
都	河川・下水道施設	時間約 65 ミリ降雨に対応した河川（流下施設、貯留施設）・下水道整備の推進	河川施設の整備（河道、調節池など）								
			下水道施設の整備（下水道幹線の増強施設、など）								
区	流域対策	公共施設の雨水流出抑制	区施設の新築や改築、大規模改修などの機会を捉えた雨水流出抑制施設の整備								
			国、都などの公共施設に対する雨水流出抑制施設の設置指導								
			●単位対策量見直し検討							●単位対策量見直し検討	
			公共施設整備における雨水流出抑制対策の調査、検討								
			雨水流出抑制施設の適切な維持管理								
		民間施設の雨水流出抑制	民間施設に対する雨水流出抑制施設の設置指導	●単位対策量見直し検討							●単位対策量見直し検討
	雨水流出抑制施設の設置工事費の助成										
	●助成要綱の見直し及び改定										
			民間への普及啓発 (区ホームページやパンフレット、公共施設での雨水流出抑制対策取組例のPRなど)								
	みどりの保全・創出	みどりの保全と創出の義務付け(みどりの条例に基づく緑化や保全の協議) 民有地のみどりの保全と創出の支援(保存樹木制度、みどりのまちなみ助成制度、など)									
			農地の保全(生産緑地地区の指定、特定生産緑地制度の活用など)								
			●特定生産緑地の指定								
			公園等の整備(まちづくりと連携した公園整備、新たな事業制度の活用検討など)、公共施設の緑化								

区分		基本施策	令和3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	19年度 (2037)	
区	流域対策	雨水利用の促進	雨水タンク等の設置工事費の助成 ●助成要綱の見直し及び改定 民間への普及啓発 (区ホームページやパンフレット、公共施設で雨水タンクのモデル設置によるPRなど)								
		流域対策の見える化	区ホームページ等での進捗状況(実績値)の公表 公共施設での雨水流出抑制対策例のPRによる、民間施設への普及啓発								
	家づくり・まちづくり対策	浸水情報の周知	区ホームページ、防災行動マニュアル等による公表(水害ハザードマップ、区内浸水実績など)								
		地下・半地下建物への浸水対策	区ホームページ、防災行動マニュアル等により、半地下建物の浸水危険性の周知								
			「東京都地下空間浸水対策ガイドライン」やパンフレットによる浸水予防対策の啓発								
			「目黒区建築物浸水予防対策指導要綱」に基づく検討結果報告書の届出								
		建物への浸水対策	止水板設置助成制度の調査検討								
	業界団体との連携によるPR強化	住宅メーカーホームページへの流域対策事業の掲載、住宅展示場等で雨水流出抑制施設のチラシ配布など ●一般向けPR用新パンフレット作成 リフォーム協会や宅建協会と連携し、イベント(住宅フェアなど)で区民、事業者等へPR									

区分		基本施策	令和3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	19年度 (2037)
区	避難・防災対策	情報周知の充実	提供する情報内容の充実(水害発生時の浸水対策や避難に関する情報、水害ハザードマップなどの内容更新など)							
			伝達手段の充実、情報提供手段の多面化推進 (防災情報のメールマガジン配信、ツイッター、河川ライブカメラの映像の配信、区ホームページの災害時用への切替など)							
			国の「避難勧告等に関するガイドライン」に基づく、避難情報の適時適切な発令及び内容の適宜更新							
	避難体制の整備	防災行動マニュアル、要配慮者向け防災行動マニュアルなどの内容更新								
		区報、防災行動マニュアル、講演会などによる様々な避難方策の周知								
		災害時要配慮者避難支援対策の推進(避難行動要支援者登録者名簿への登録率向上など)								
		避難所の更なる確保に向けた取組(民間施設等の活用など)								
	水防体制の強化	水防訓練の充実(周知方法や訓練内容の見直しにより、若年層の訓練参加促進)								
		地域防災リーダー育成による地域防災力の向上(防災士資格取得支援やフォローアップ研修実施など)								
		防災学習の推進(パネル展示実施、応急救護講演会、施設見学会など)								
		危機管理体制の強化(態勢確保に向けた本部機能の強化、各種計画やマニュアルの改善)								
	緊急用土のうの設置	土のう保管箱を活用した、土のう利用方法や保管箱の設置場所や水害ハザードマップなどの周知								

第7章 区民、事業者等に取り組んでいただく主な取組（再掲）

区と区民、事業者等の役割分担

自助・共助 (区民、事業者等)	雨水流出抑制施設の設置のほか、区や地域から発信される情報を積極的に活用してもらい、自らの生命・財産は自分で守るという認識のもと、豪雨対策に協力していただく必要があります。
公助 (目黒区)	雨水流出抑制施設の整備促進をはじめ、水害の危険性の周知及び浸水防止対策の事例紹介など積極的な情報発信を行っていきます。あわせて、水害等の避難体制の整備や水防体制の強化といった対策を進めていきます。

1 流域対策

雨水タンクを設置し、雨水を有効活用しましょう！



出典：国土交通省「雨水活用のススメ」

雨水の流出を抑制する施設（浸透トレンチ、浸透ます）を設置しましょう！



※ 雨水の流出を抑えたり、雨水を貯める機能を低下させないため、施設設置後のキレイな維持管理（ごみ取りなどの清掃）も大切です。

区では雨水流出抑制施設や雨水タンクなどの設置を行う場合に、工事費用を一部助成しています。

対象規模	浸透ます、浸透トレンチへの助成内容	雨水タンクへの助成内容
個人住宅 (敷地面積 500m ² 以上の新築は除く)	標準工事費又は実際に要した工事費のいずれか少ない額を助成、上限 40 万円	雨水タンク設置は上限 56,000 円 (ただし、雨水浸透ます、浸透トレンチとの併設を原則とする。あわせて上限 40 万円)

みどりを増やしましょう！

区ではみどりのまちなみ助成として、接道部、屋上、壁面の緑化に助成し緑化を推進しています。

接道部緑化の助成対象	助成額
道に面したブロック塀を撤去し生け垣などに改造する時や、生け垣などを新設する、または道路わきに中高木を植栽するときの造成費の一部	樹木 1 本当たり最大 27,000 円、 1 件当たりの限度額は 40 万円

屋上や壁面緑化の助成対象	助成額
建物の屋上に土を盛り芝や樹木で緑化したり、壁面をつたなどの植物で覆って緑化したりする際の造成費の一部	屋上緑化は 1 m ² 当たり最大 30,000 円、 1 件当たりの限度額は 70 万円 壁面緑化は 1 m ² 当たり最大 20,000 円、 1 件当たりの限度額は 70 万円

2 家づくり・まちづくり対策

身の回りの浸水リスクを知りましょう！

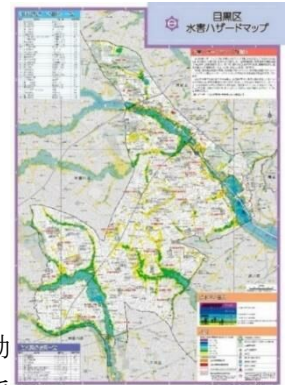
防災行動マニュアルまたは区ホームページに載っている水害ハザードマップで浸水の予想される区域等を確認できます。

身の回りに起きた浸水被害を調べましょう！

区ホームページで浸水履歴（発生年月日、住所、被害区分など）を確認できます。

家を浸水被害から守りましょう！

止水板の設置や、地下・半地下建物の所有者による浸水防止対策が有効です。防災行動マニュアルや「東京都地下空間浸水対策ガイドライン」で、地下空間の浸水対策を確認できます。



水害ハザードマップ

3 避難・防災対策

防災の知識を高めましょう！

風水害への備えや避難行動（避難場所や、在宅避難や垂直避難などの分散避難について）を防災行動マニュアルで確認できます。防災行動マニュアルは区総合庁舎や防災センターで配布しています。

気象情報に注意しましょう！

雨量、河川の水位、目黒川のライブ映像等を区ホームページで確認できます。目黒川では危険な水位に達するとサイレンが流れるためご注意ください。また、防災気象情報をメールにより自動配信するサービスに登録することができます。



防災行動マニュアル

地域防災力や避難行動力を向上しましょう！

防災に関するイベントなどに参加しましょう。区総合水防訓練では、普段家庭で使われる物で、家庭や事業所への浸水を防ぐ工夫を紹介し、参加者にも実際の取組を体験していただけます。区総合水防訓練や防災士資格に関する研修等の様子を区ホームページで公開しています。



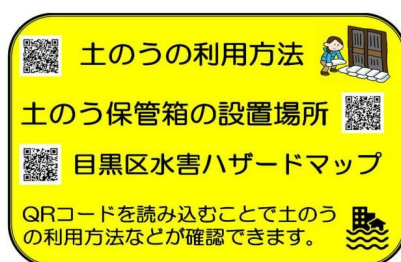
区総合水防訓練の様子(左：ゴミ袋と段ボールによる止水工法、右：区民による積み土のう工法)

緊急用土のうの設置場所を確認しておきましょう！

緊急時に自由に利用できる土のうの設置場所を区ホームページや防災行動マニュアルで確認できます。また、緊急用土のう保管箱に貼り付けられたQRコードを読み取ることで、土のうの利用方法、保管箱の設置場所、目黒区水害ハザードマップが確認できます。



緊急用土のう保管箱



<用語集>

用語	意味
【あ行】	
暗きよ	地下に埋設したり、ふたをかけたたりした水路のことです。
溢水(いっすい)	河川の水が堤防から溢(あふ)れ出ることです。
雨水流出抑制施設	雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設です。都市化によって低下した流域の雨水流出抑制機能を回復させます。
S D G s	S D G s (エス・ディー・ジーズ : Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)は、2015年(平成27年)、国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた世界共通の目標です。 2030年を目標の達成年限として、「誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現を目指しており、17の目標(ゴール)と169の指標(ターゲット)から構成されています。
オリフィス	雨水貯留浸透施設においては、貯留及び浸透施設から雨水を放流する吐出孔などのことを示します。
【か行】	
河道(かどう)	川の水が流れる道筋。堤防のある場合はその間の区域をいいます。
危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位です。(氾濫危険水位)
グリーンインフラ	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方で、昨今、海外を中心に取組が進められ、我が国でもその概念が導入されつつあります。
警戒水位	水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべき水位です。また、水防団の出勤の目安となる水位です。
豪雨対策	河川施設の整備と流域における保水・遊水機能の維持、水害に安全な土地利用の誘導等、河川と流域の両面から水害の軽減・防止を図る総合的な対策をいいます。
【さ行】	
災害時要配慮者	災害時に自力では避難が困難な障害者や高齢者などをいいます。さらに、避難生活に特別な支援が必要な妊産婦、乳幼児、外国人なども要配慮者として考えられます。
在宅避難	自宅等の安全が確保され居住できる場合は、自宅にとどまる避難のことをいいます。
自助・共助・公助	自らの身は自分で守る「自助」、自分たちのまちを助け合って守る「共助」及び行政による「公助」という考え方のことです。

用語	意味
垂直避難	建物内において、安全を確保できる高さに移動する避難のことをいいます。
生産緑地地区	生産緑地地区の指定を受けると、営農を前提に、建築物・工作物の建築や宅地造成等の行為が制限される一方で、固定資産税や相続税の優遇が受けられます。
【た行】	
地階	建築基準法では、床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの3分の1以上のものを、地階と定めています。半地下とはこれに当てはまらないものをいいます。
東京都豪雨対策アクションプラン	東京都豪雨対策基本方針に基づく2020年以降の取組について、「これまでの取組の着実な推進と加速」、「新たな取組による強化」、「令和元年台風第19号を踏まえた対応」を取りまとめた、おおむね5年間の行動計画です。
東京都豪雨対策基本方針（改定）	東京都では、近年の降雨特性や浸水被害の発生状況などを踏まえ、平成19年策定の「東京都豪雨対策基本方針」を26年6月に改定しました。甚大な流域被害が発生している流域・地区では「対策強化流域」及び「対策強化地区」を選定し、現在からおおむね30年後の達成を目標に、区部では時間75ミリの降雨に対し、浸水被害の防止を目指していきます。「対策強化流域」は目黒川流域、「対策強化地区」は目黒区上目黒、目黒区八雲地区を選定しています。
東京都総合治水対策協議会	総合的な治水対策を円滑に進めるためには、河川の整備などを行う広域的自治体である東京都と、貯留浸透施設の設置指導などを行う基礎的自治体である区市町村が連携して対策を進めていくことが必要です。そのため、都と区市町村が総合的な治水対策を進めるために立ち上げた組織です。
透水性舗装	舗装体を通じて、雨水を直接路床へ浸透させ、地中に還元する機能をもつ舗装をいいます。
特定生産緑地制度	生産緑地地区の指定から30年経過後は、行為制限の解除が可能となりますが、特定生産緑地に指定しないと税の優遇は受けられません。指定から30年が経過する生産緑地について、特定生産緑地に指定することにより、買取り申出が可能となる期日が10年間延長され、これまでと同じ行為制限を受ける代わりに、固定資産税の優遇や相続税の納税猶予が継続される制度となっており、10年経過後も、繰り返し10年ごとに期日を延長することができます。
【な行】	
内水氾濫	川が増水して水位が上昇することで、降った雨を自然に川へ排水することができなくなり、水路があふれ出したり、下水道のマンホールのふたから下水が噴き出したりする現象です。

用語	意味
年超過確率	毎年 1/N の確率で〇ミリ以上の雨が降ることを意味するもので、N 年に 1 回だけ降る降雨という意味ではありません。例えば、年超過確率 1/20 規模の降雨である 75 ミリ以上の雨まで対応」といった場合、年間 1/20=5%の確率で 75 ミリ以上の雨が降ることを意味します。
【は行】	
プッシュ型	必要な情報をユーザーや能動的な操作を伴わず、自動的に配信されるタイプの技術やサービスのことで、テレビやラジオなどのように情報提供者側からユーザーに対して情報が「押し出されてくる」印象からこう呼ばれています。
【ま行】	
民生委員・児童委員	地域で生活上の問題、家族問題、高齢者福祉・児童福祉など、あらゆる分野の相談に応じ助言・調査などを行います。保護や援助が必要な人がいる場合は、関係行政機関に連絡するなど区民に最も身近な存在として活動しています。
目黒区みどりの基本計画	目黒区基本構想、基本計画に定める「ともにつくる みどり豊かな人間のまち」の実現に向けて、都市緑地法に基づく「目黒区みどりの基本計画」として位置づけ、みどりに関する総合的な計画として、区自らが行う施策の基本方針を示した計画です。あわせて、区民や東京都・国などに対し、みどりの保全・創出・育成についての積極的な参加と協力を求めていく基本的な考え方を示しています。
【ら行】	
流域対策	流域対策とは、総合的な豪雨対策の一環として、流域内に降った雨水を貯留したり、浸透させたりして、河川や下水道への流出を抑制する対策のことです。流域対策として設置する施設には、防災調整池や貯留槽などの貯留施設と、浸透マス、浸透トレンチ、透水性舗装などの浸透施設があります。
流域別豪雨対策計画	「東京都豪雨対策基本方針」で選定された 9 つの対策強化流域において、地域の特性に合わせた河川整備や下水道整備、流域対策やまちづくり対策などの具体的内容を定めています。

参考：「内閣府ホームページ」
「国土交通省ホームページ」
「東京都ホームページ」
「東京都総合治水対策協議会ホームページ」
「東京都下水道局ホームページ」
「目黒区ホームページ」

目黒区豪雨対策計画

主要印刷物番号

2-52号

令和3年3月発行

発行 目黒区

編集 目黒区都市整備部都市計画課

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

電話 03-5722-9725

FAX 03-5722-9338

業務委託先 株式会社オリエンタルコンサルタンツ